

別記様式第1号

計画期間

令和8年度～令和12年度

滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画書

（原案）

令和8年 月

滋賀県

目 次

はじめに	1
計画策定の趣旨	2
I 酪農および肉用牛生産の近代化に関する方針	3
第1 滋賀県の酪農および肉用牛の生産をめぐる近年の情勢	
1 生産基盤の現状	
2 畜産を取り巻く情勢の変化	
第2 持続可能な酪農および肉用牛生産に向けた取組	
1 生産基盤の強化と経営安定	
2 国産飼料の生産・利用	
3 関連事項	
II 生乳の生産数量の目標ならびに乳牛および肉用牛の飼養頭数の目標	14
1 生乳の生産数量および乳牛の飼養頭数の目標	
2 肉用牛の飼養頭数の目標	
III 近代的な酪農経営方式および肉用牛経営方式の指標	15
1 酪農経営方式	
2 肉用牛経営方式	
IV 乳牛および肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	17
1 乳牛	
2 肉用牛	
V 飼料の自給率の向上に関する事項	21
1 飼料の自給率の向上	
2 <u>重点化する取組</u>	
VI 集乳および乳業の合理化ならびに肉用牛および牛肉の流通の合理化に関する事項	23
1 集送乳の合理化	
2 乳業の合理化	
3 肉用牛および牛肉の流通の合理化	
VII その他酪農および肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	26
用語解説	27

はじめに

本県の畜産は、令和5年農業総産出額 610 億円のうち、約 18% の 112 億円を産出しており、本県農業の主要な柱となっています。とりわけ肉用牛生産は、令和5年度の畜産統計では1戸当たりの飼養頭数が約 271 頭と全国第1位となっており、特に、ブランド和牛の中でも最も古い歴史をもつ近江牛は、その品質が高い評価を得ている本県を代表するブランド產品です。

現在、我が国の畜産は、世界的な情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、資材、エネルギー価格の高騰による生産コストの上昇、生産年齢人口の減少、物流問題、地球環境問題への高まり、海外市場の拡大等酪農・肉用牛生産を取り巻く情勢は大きく変化しています。

需要面においては、国内では人口の減少による需要減が避けられない中、牛肉をはじめとした畜産物の輸出は年々伸びており、インバウンド消費も含め国外需要を見据えた対応の重要性が増しています。

酪農および肉用牛生産は、人が食用利用できない牧草等の資源を良質なタンパク質に変えることができる重要な産業であり、畜産農家のみならず、流通・加工・販売事業者をはじめ、観光事業者などの関連産業も含め、地域経済を支えています。また、耕畜連携や資源循環、農山村地域の活性化等地域農業への貢献など、様々な役割を果たしており、今後も持続的に発展させることが重要です。

本計画では、5年後を目標年度としたうえで、外部支援組織や畜産関係団体・行政の多角的な連携を図りながら、時代の変化と需給構造の変化に柔軟に対応し、本県の酪農および肉用牛生産を次世代に継承するための持続的な発展を目指します。

30
31
32
33

計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

「滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画」は、国が「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）」に基づき令和 7 年 4 月に公表した「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」および「滋賀県農業・水産業基本計画（令和 8 年度から令和 12 年度）」に盛り込まれた施策の方向と調整を図りながら、県、市町および農業団体等が、本県における酪農および肉用牛の生産振興ならびに安定供給を図るための中長期的な施策展開の指針として策定します。

2 計画の位置づけ

「滋賀県農業・水産業基本計画（令和 8 年度から令和 12 年度）」を上位計画とする畜産部門の基本計画として位置づけ、令和 7 年 4 月に農林水産大臣が公表した「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づき策定します。

3 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度

4 改定

本県の畜産振興に必要と認められる場合には、柔軟に計画の見直しを行います。

51
52
53

I 酪農および肉用牛生産の近代化に関する方針

第1 滋賀県の酪農および肉用牛の生産をめぐる近年の情勢

1 生産基盤の現状

(1) 酪農経営

酪農の令和5年産出額は23億円と畜産全体の約21%を占めており、大消費地である京阪神の都市近郊型の生乳生産地域として、新鮮で良質な生乳を生産しており、都市近郊の地理的条件を活かし、ジェラート等の乳製品の加工・販売など6次産業化に取り組む生産者もいます。

一方、乳価は上昇しているものの、飼料価格をはじめとした生産コストの上昇など生産費の増加に伴う収益性の低下に加え、後継者と新規就農者の確保が大きな課題となっています。

平成30年度から令和5年度にかけ、飼養戸数は47戸から33戸と約30%、飼養頭数は2,705頭から2,437頭と約10%、生乳生産量は17,634tから16,426tと約7%それぞれ減少しており、生産基盤の維持と持続可能な経営展開が大きな課題となっています。

また、飲用牛乳の消費量は、他飲料との競合や人口減少等により減少傾向にあり、生産基盤を維持するためには、消費者への理解醸成や消費拡大を図ることも重要です。

(2) 肉用牛経営

肉用牛の令和5年産出額は71億円と畜産全体の約63%を占めており、主要な産業の一つとなっています。

平成30年度から令和5年度にかけて飼養戸数は89戸から90戸と横ばいで推移しているものの、飼養頭数は20,262頭から22,833頭と増加しています。品種別では、乳用種と交雑種が減少する一方で、黒毛和種の飼養頭数は14,016頭から17,004頭と約21%増加し、本県を代表する近江牛飼養への転換や規模拡大が進んでいます。

飼養農家は、繁殖農家で廃業する例がある一方、肥育農家の繁殖部門への新規参入や酪農からの経営転換も見受けられ、また次世代を担う若手の生産者も育ってきています。

本県の肉用牛生産の特徴は、令和5年度の素牛自給率は約16%と低く、素牛の多くを県外からの導入に頼っている、いわゆる「肥育主体県」であり、安定的な素牛確保が課題となっています。こうした課題に対応するために繁殖雌牛を増頭する生産者や新たに繁殖雌牛を飼育する生産者も増えつつあるものの、生産コストの高騰等を受け、繁殖部門を縮小する生産者もみられ、繁殖雌牛の頭数は横ばい傾向にあります。

黒毛和種の枝肉取引価格については、日本三大和牛である近江牛のブランド力により、全国の平均価格より高く取引される傾向にあるものの、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により外食需要をはじめとした消費が大きく落ち込み、枝肉価格が下落し、近江牛にも大きな影響を及ぼしました。

96 また、近年は、物価上昇等に伴う消費者の生活防衛意識の高まり等による牛肉
97 消費の減退を受け、滋賀食肉センターにおける枝肉価格も軟調に推移しています。
98

99 (3) 飼料生産・利用

100 酪農および肉用牛経営において、飼料費の割合は全体の4～6割を占める一方
101 で、輸入穀物を原料とする配合飼料が多給されています。このような中、近年は、
102 円安の進行等による資材やエネルギー価格の高騰、気象条件等の影響を受け、輸
103 入飼料価格は高騰しており、畜産経営を圧迫している大きな要因となっています。

104 本県における飼料自給率は、平成30年度から令和5年度にかけ、乳用牛は約
105 26%から約30%に、肉用牛は約11%から約12%に上昇しています。また、飼料
106 作物の作付面積は、平成30年度から令和5年度にかけ、700haから828haと約
107 18%増加しています。自給飼料の生産・利用は、国際情勢に左右されにくく、安
108 定した畜産経営を確立するために重要です。コントラクター等の外部支援組織を
109 活用し、耕畜連携による稻ホールクロップサイレージ(稻発酵粗飼料、稻WCS)等、
110 自給飼料の生産拡大に取り組む生産者がいる一方で、生産拡大に必要な労働力の
111 確保や流通体制が課題となっています。

112 2 畜産を取り巻く情勢の変化

113 (1) 琵琶湖をはじめとする環境への負荷軽減

114 本県は、我が国最大の湖である琵琶湖を有し、周囲を1,000m級の山々に囲まれた自然環境にあります。この山々から流れ出る大小の河川が琵琶湖に注ぎ、年中豊富な水量を蓄え、本県をはじめ京阪神の貴重な水資源となっています。平成27年9月には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が施行され、同法に基づき、本県では「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を策定しています。令和3年4月には「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例（しがの農業みらい条例）」が施行され、農地の生産力の最大化を規定し、土づくりの取組を推進していくこととしています。また、令和4年4月には、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」が施行され、温室効果ガスの排出量がより少ない農業の育成および振興に努めており、畜産分野においても、家畜ふん尿の適切な管理と耕畜連携などによる利用の促進など、環境に配慮した生産活動の取組を進めています。さらに、令和4年10月には、県と県内の全19市町が共同でみどりの食料システム法第16条第1項に基づく基本計画「滋賀県みどりの食料システム基本計画」が策定され、畜産分野においては、メタンガス排出を抑制する飼料の給与や温室効果ガスの排出が少ない家畜排せつ物処理等による、メタンガスや一酸化二窒素の排出量削減を推進しています。

131 (2) 地域の飼料資源の活用

132 本県では、高い水田率を活かし、生産・流通団体等の連携により平成12年度
133 から稻WCSの取組を開始し、令和5年度の作付面積は309ha(平成30年度255ha)
134 と生産・利用の拡大が進んでいます。
135

136 また、肉用牛の飼料である稻わらについては、畜産農家の周辺にあるほ場で収
137 集されており、県内産の利用割合は約74%であるものの、残りについては県外

138 あるいは海外産の稻わらが利用されており、県内全域での稻わら収集拡大の推進
139 と県産稻わらの利用率を高める取組が課題となっています。

140 今後も、低コストで高品質な県産飼料の利用を拡大し、安定して収益が確保で
141 きる畜産経営への転換が重要です。県内の自給飼料活用による耕畜連携のみなら
142 ず、本県の特徴である水田農業を活用した稻WCS等の生産・利用拡大が重要と
143 なっています。

144 (3) 消費者の需要の変化

145 高齢化や人口減少に加え、物価上昇等による消費者の生活防衛意識の高まり等
146 により畜産物の消費量が減少傾向にある中、消費者の畜産物に対する安全・安心
147 や健康志向、地産地消への意識は高まっています。牛乳・乳製品については、学
148 校給食等食育を通じた理解醸成や普及活動に継続して取り組むことで需要喚起を
149 図ることが必要です。牛肉については、品質の高さやおいしさ、脂肪質の良い牛
150 肉に対するニーズの高まりなど、多様化する消費者ニーズに対応した近江牛づくり
151 を進めていく必要があります。また、需要拡大のためには、輸出量の拡大やイン
152 バウンド消費を含めた取組も重要です。

153 (4) 国際情勢の変化

154 ウクライナ情勢、円安の進行等による資材やエネルギー価格等の高騰を受け、
155 輸入に依存する飼料をはじめとした生産コストが上昇し、高止まりをしていま
156 す。持続可能な畜産経営のためには、地域で生産された飼料や未利用資源等の活
157 用など生産コストの低減・生産性向上の取組を一層進めていく必要があります。

158 海外における日本食への関心の高まり等から、牛肉の輸出拡大が進んでおり、
159 本県唯一の食肉処理加工施設である滋賀食肉センターでは、マカオ、タイ、シン
160 ガポール、フィリピン、ベトナム、ミャンマーおよび台湾の7か国・地域への輸
161 出施設認定を取得するなど、近江牛の中核的な輸出拠点として機能しており、輸
162 出実績においても平成22年の輸出開始から令和6年まで伸びています。また、
163 訪日外国人旅行客による県産畜産物のインバウンド消費を拡大していく必要があ
164 ります。

165 一方、海外では和牛より価格の安い海外産の「WAGYU」や各県のブランド
166 和牛も多く販売されていることから、近江牛の海外販路拡大においては、これらの
167 牛肉との差別化を図りながら進める必要があります。また、海外における近江牛の認知度をさらに高めていく
168 ための取組が重要です。

169 (5) 自然災害等発生リスクの高まり

170 地球温暖化の進展や経済のグローバル化に伴い、大規模な自然災害、家畜伝染
171 病の侵入リスクが高まっています。災害への備えは、酪農および肉用牛生産の持
172 続的な発展にとっても重要であることから、非常用電源の整備、家畜共済や保険
173 への加入、飼養衛生管理基準の遵守など、各経営で必要な備えを行うことが重要
174 です。

180 第2 持続可能な酪農および肉用牛生産に向けた取組

181 1 生産基盤の強化と経営安定

182 (1) 酪農経営

183 酪農経営の安定のためには、生乳1kg当たりの収支の向上が必要です。乳用牛
184 の改良が進み、泌乳能力が向上する一方で、分娩間隔の長期化や繁殖障害等を理
185 由とした平均除籍率が低下していることから、長命連産性に優れた後継牛づくり
186 や適切な飼養管理による繁殖成績の改善、分娩事故の抑制等生産コストの削減
187 による、生産性向上の取組を推進します。また、牛個々の能力に応じて性選別精
188 液による人工授精や和牛受精卵の移植を行うなど、適切な交配指導に取り組むこ
189 とにより、計画的な後継牛確保および和牛子牛の生産による収益向上を目指しま
190 す。

191 子牛の生産は、安定した副産物収入確保につながることから、分娩前の母牛の
192 栄養管理、出生子牛への適正な授乳、保温、夏場の繁殖管理等適切な飼養管理の
193 取組を推進します。

194 労働負担軽減や、生産性向上を図るため、費用対効果を検討した上で、搾乳ロ
195 ボット等ICT機器を活用した省力化を進めることで、酪農生産基盤の維持を図
196 ります。

197 酪農経営を科学的にとらえ、分析するには、牛群検定への加入が有効です。本
198 県の令和5年度の牛群検定加入率（頭数ベースで約72%、戸数ベースで約55%）
199 は、都府県平均（頭数ベースで約43%、戸数ベースで約40%）を上回っています。
200 今後も、検定に必要な労力や費用負担を軽減できるAT検定法（夜朝交互立会検
201 定法）の推進や、畜産関係団体と連携して検定員を確保するなど、牛群検定の支
202 援体制を強化するとともに、牛群検定に未加入の農家に対し、牛群検定の有効性
203 の理解醸成に努め、加入を促進します。

204 (2) 肉用牛経営

205 肉用牛経営の安定のためには、飼料費をはじめとする生産コストの削減に加え、
206 適切な飼養管理による生産性向上の取組が重要です。繁殖経営においては、発情
207 発見装置や分娩監視装置等ICT機器の活用した分娩間隔の短縮や分娩事故防止
208 等の取組、肥育経営においては、自動給餌機やICT機器を活用した牛群管理等
209 による生産性の向上の取組を推進します。

210 労働負担軽減のため、コントラクター等の外部組織の活用や酪農経営との連携、
211 滋賀県畜産技術振興センターのキャトル・ステーション等を活用した分業化や省
212 力化を進め、繁殖雌牛の増頭および和牛子牛の県内生産拡大に向けた体制の構築
213 を推進します。

214 また、“滋賀県生まれ滋賀県育ち”の近江牛の遺伝的改良および飼養管理技術
215 の向上に向けた技術支援を図ることで、生産基盤を強化します。

216 2 国産飼料の生産・利用

217 輸入飼料の価格が高騰、高止まりしており、持続可能な畜産経営のためには、
218 生産コストの削減や安定供給が望める自給飼料の生産・利用拡大を耕畜連携によ
219 って一層推進していくことが重要です。水田率の高い本県の特徴を活かした飼料

222 生産対策として、地域計画の取組方針に飼料生産を位置付けるとともに、麦・大
223 豆の不適地に作付する等稲WCSの生産維持・拡大を推進します。稲WCSにつ
224 いては、畜産農家のニーズに応じた生産に向けて、飼料用稻専用品種の活用や品
225 質向上のための調製技術を普及啓発するとともに、作業の効率化のため、作付地
226 の集約化を推進します。

227 畜産農家が主体となって行われている稻わら収集は、限られた期間内での実施
228 となり、収集を行う人材確保が課題としてあることから、コントラクター等による
229 稲わらの収集に係る作業の受託化や水田の集約化を推進することにより、利用
230 拡大を図ります。併せて、畜産が盛んでない地域での収集を拡大していくことが
231 必要であることから、外部支援組織の活用や地域計画に基づく大規模耕種農家と
232 連動した作業の効率化・農地集約化のための取組を推進し、県内自給率 100%を
233 目指します（令和5年度 74%）。

234 飼料用米については、とうもろこしとほぼ同等の栄養価を有しており、水田活
235 用と堆肥の還元を通じた地域との結びつきの強化も期待できます。一方で、主食
236 用米の需要状況に応じて作付面積が大きく変動することから、地域の実態や特性
237 に応じ、多収品種の飼料用米の作付を推進するとともに、地域内流通を前提とし
238 た、畜産農家と耕種農家の結びつきを強化する等、社会情勢に左右されることな
239 く、地域内で安定確保できる体制の構築を図ります。

240 食品残さ等を原料としたエコフィードの活用は、酪農および肉用牛経営における
241 飼料費の低減や飼料自給率の向上とともに、県内における資源循環の取組とし
242 て重要であることから、民間事業者等とも連携をとりながら、利用可能な食品残
243 さ等の活用を図ります。加えて、子実とうもろこし等新たな県産飼料の生産・利
244 用の取組を推進します。

245 畜産農家の減少に伴い点在化が進行する中で、県産飼料の利用を拡大するため
246 には、生産地域の地理的分布を考慮し、広域流通に対応した流通基盤・体制の強
247 化を図る必要があります。このため、中継、保管施設の確保や整備とともに、飼
248 料取扱業者等における県産飼料を活用した指定配合飼料の調製を模索する等、県
249 産飼料の流通体制の強化に努めます。

250 関係者の連携・協力により、県産飼料の新規利用者の開拓と既存利用者の利用
251 拡大を図るとともに、耕種農家と畜産農家のマッチングを進め、取引の円滑化を
252 推進します。

253 3 関連事項

254 (1) 担い手の確保、経営力の向上

255 ①収益性の高い経営の育成

256 酪農および肉用牛経営が、持続的な経営を行うためには、収益性の高い経
257 営による一定の所得水準の確保が重要です。

258 このため、家畜改良に基づく高能力な牛群の整備や牛群検定成績、ICT
259 機器等から得られるデータの有効活用などにより、生産性の向上や経営の安
260 定化を図る必要があります。収益性の高い経営安定のため、家畜診療所等の
261 獣医師をはじめとした畜産関係団体や県の指導機関による技術支援を推進し
262 ます。

264 また、酪農および肉用牛経営においては、多額の設備投資や運転資金が必要
265 であることから、計画的な機械・施設などの整備投資や適切な経営管理に
266 対する技術支援を行います。

267

268 ②経営を支える次世代の人材確保

269 本県の酪農および肉用牛生産の中核を担ってきた経営主の高齢化が進み、
270 後継者が確保できない経営では牛舎などの経営資源が失われる可能性があります。
271 新規就農希望者や離農予定者・空き牛舎等の把握や共有化を行うとともに、
272 新規就農希望者との効率的なマッチングを進めるなど、経営資源の継承を図ります。
273

274 新規就農者の育成にあたっては、酪農ヘルパーへの就労による技術・知識
275 の習得や、畜産技術振興センター等の県機関と畜産関係団体等が連携した農
276 業大学校や農業高校生に向けた学びの提供や体験機会の創造などにより、畜
277 産の担い手育成に向けた取組を進めます。

278

279 ③畜産関係技術者の育成

280 家畜人工授精師や受精卵移植技術者等畜産関係技術者の高齢化に伴い、技術者
281 の確保は喫緊の課題となっています。このため、農業大学校や各農業協同組合、
282 滋賀県農業共済組合等の畜産関係団体と連携し、これら畜産に係る技術者の
283 育成・確保を図り、酪農・肉用牛経営が安定的に継続できるよう、関係者等
284 による支援体制の維持・強化に努めます。

285

286 (2) 労働力不足への対応

287 ①省力化機械の導入推進

288 高齢化や採用者の早期離職による人材不足が深刻化しており、人材の確保、
289 定着の取組が課題となっています。

290 経営体の飼養形態や規模に応じて、搾乳ロボット等の省力化機械やICT機器、
291 スマート農機の導入により、労働負担の軽減への取組を推進します。

292 これらの機械等の導入・普及に対応した新たな飼養管理方法については、民間事業者によるデータサービスの利用を推進するとともに、技術の指導・普及
293 を図ります。

294

295 ②外部支援組織の活用の推進

296 滋賀県畜産技術振興センターのキャトル・ステーションは、乳用牛への和牛受精卵の移植や肉用牛繁殖雌牛の増頭等において、子牛育成の省力化や経営の安定化のために活用されています。引き続き、キャトル・ステーションの利用推進により、肉用牛繁殖雌牛や肥育素牛の安定確保や、子牛育成における労働・経営負担の軽減等を図るとともに、和牛子牛の地域内一貫体制を推進します。

297 飼料生産における作業の外部化は稻WCSが中心となっています。コントラクター
298 や大規模耕種農家等と連携した自給飼料生産、稻わら収集、堆肥散布などの作業の外部化を推進するとともに、コントラクター等を積極的に活

306 用することで、労働力不足への対応を図り、高品質かつ安定的な県産飼料の
307 増産を推進します。

308 畜産農家の休日の確保、傷病時の経営継続等のため、労働力を提供する酪
309 農ヘルパー制度については、利便性の向上を推進するとともに、制度の維
310 持・継続が図られるよう畜産関係団体と連携して取り組みます。

311 また、飼養管理や経営等を指導できる民間の専門指導者の利用および連携
312 を図ります。

314 (3) 家畜衛生対策の充実・強化

315 家畜伝染病の発生予防の推進、生産性を低下させる慢性疾病対策、畜産農
316 家への飼養衛生管理の指導等により、県内の家畜衛生を推進し、畜産業の安
317 定的な発展、県産畜産物の生産性向上と安全性確保を図ります。特に特定家
318 畜伝染病の一つである口蹄疫については、近隣のアジア諸国に広く浸潤して
319 おり、人や物を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況に
320 あります。これらの家畜伝染病の発生に備え、防疫マニュアルの整備、家畜
321 防疫に関する研修会の開催等により迅速な防疫措置が実施できるよう、危機
322 管理体制の強化を行います。また、これらの情報の共有、防疫演習等の継続
323 実施により、県や市町の関係部署、協力団体等と連携を強化します。

325 (4) 安全確保の取組の推進

326 消費者の食の安全に対する意識が高まっています。安全な畜産物の安定供
327 紿を確保するため飼料・飼料添加物については、原料・製造方法に関する規
328 制、飼料添加物の指定に関する規制等のリスク管理を的確に行うことが重要
329 です。「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第
330 35号）」に基づき、飼料・飼料添加物の製造、販売、使用の各段階に該当す
331 る製造業者、販売業者、畜産農家に対して指導等を実施するとともに、安全性
332 に関する情報を速やかに提供します。

333 動物用医薬品については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全
334 性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」および「動物用医薬品
335 等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）」に基づき、畜産農家、販売
336 業者等への動物用医薬品の適正使用について、薬事監視員による的確な指導
337 を実施するとともに、安全性に関する情報を速やかに提供します。

338 農場H A C C Pや畜産G A Pは、生産段階における畜産物の安全性向上
339 および家畜の疾病予防、経営主や従業員の経営意識の向上等の観点で重要で
340 す。また、生産物の付加価値の向上や販売先への訴求力向上にも期待できること
341 から、意欲ある生産者への普及・定着を推進します。

343 (5) アニマルウェルフェア（AW）の推進

344 日々の観察や記録、良質な飼料や新鮮な水の供給等をはじめとした適正な
345 飼養管理の励行により、家畜を快適な環境で飼養することは、家畜本来の能
346 力を最大限に発揮させ、生産性の向上にも寄与します。

347 このような中、国際的な動向を踏まえ、令和5年7月には、農林水産省が
348 國際基準に沿ったAWに関する飼養管理指針を公表しました。研修会等を通
349 じ、生産者等に対し、指針の周知に努めるとともに、生産現場への普及・定
350 着を目指します。

351 また、近江牛の生産においては、「牛よし」「人よし」「社会よし」の“三
352 方よしの近江牛生産”の取組の一環として、「牛よし」を家畜の快適性と位
353 置づけており、“三方よしの近江牛生産”の取組を推進することで、AWに
354 配慮した畜産物の生産を推進します。

356 (6) 環境と調和のとれた畜産経営

357 ①資源循環型畜産の推進

358 家畜排せつ物は、堆肥として土壤還元による資源循環の重要な役割を担う
359 一方で、環境問題の原因ともなり得ることから、適正な管理が求められま
360 す。家畜排せつ物処理については、畜産農家の適切な対応を指導し、県産飼
361 料の利用や家畜ふん堆肥の供給などによる地域の耕種農家とのつながりを強
362 化し、良好な関係づくりを推進します。

363 堆肥の利用促進においては、関係機関と連携し、耕種農家が求める堆肥生
364 産や畜産農家と耕種農家とのマッチングや、堆肥のペレット化を検討しま
365 す。

366 また、近年水田における地力低下が問題となっていることから、堆肥の土壤還元を積極的にすすめ、地力の維持・向上、資源循環を推進します。

368 これらの取組が円滑に行われるよう耕種農家、畜産農家を対象とした堆
369 肥化技術と利用技術の研修会等により技術向上を図ります。また、関係団体
370 の土壤分析データと連動して堆肥利用の有効性の周知や、普及モデルの作成
371 等により、堆肥の利活用を推進します。

372 畜産環境については、酪農および肉用牛経営の規模拡大に伴う糞尿の増加
373 や住宅地との混住化に伴い、周辺住民との間で悪臭問題が発生することがあ
374 ります。畜産経営が継続しやすい環境づくりをめざし、市町やその他関係機
375 関・団体と連携して家畜の飼養管理や施設管理の適正化および臭気防止対策
376 や堆肥散布についての基本的な対応策の指導を継続するとともに、施設整備
377 や処理技術の効果的な活用を推進します。

379 ②CO₂ネットゼロの取組の推進

380 近年の気候変動の影響や2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた国内
381 外の情勢を踏まえ、環境と経済・社会活動をつなぐ循環が実現され、かつ気
382 候変動の影響にも対応した脱炭素社会（CO₂ネットゼロの実現した社会）の
383 構築が求められています。酪農および肉用牛生産においては、地域で発生す
384 る家畜排せつ物の適正な処理と耕種農家の家畜ふん堆肥の利用による温室効
385 果ガス排出削減や肥育素牛の自給率向上による輸送燃料の削減等、CO₂ネット
386 ゼロ社会づくりに貢献する取組を推進します。

387 また、本県においては、「牛よし」「人よし」「社会よし」の“三方よしの近
388 江牛生産”の取組の一環として、「社会よし」を環境への配慮と位置づけて

389 おり、耕畜連携による自給飼料の生産・利用拡大や温室効果ガスの削減の取
390 組を推進しています。

392 (7) 自然災害に強い畜産経営の確立

393 自然災害等、非常時における電源や飲料水等をどのように確保するかあら
394 かじめ検討しておくことが重要です。日頃から、災害を想定した準備や農業
395 版B C Pを活用するなど、災害が発生した場合に農場内で取るべき行動等日
396 頃からの備えが効果的です。

397 畜産経営において特に重要な、牛舎・施設の倒壊や機材の破損対策、自家
398 発電機等の停電対策、貯水タンクの準備等の断水対策を推進します。併せ
399 て、不測の事態に備えた、各種経営安定対策や家畜共済等への加入を推進し
400 ます。

402 (8) 暑熱対策の推進

403 近年、猛暑による生産現場への影響が深刻化しており、生産性や繁殖成績
404 の低下を軽減させるための取組を一層進める必要があります。暑熱対策とし
405 て、畜舎屋根への断熱材の設置や遮熱塗装による畜舎環境の改善、飼育密度
406 の緩和、畜体等への送風・散霧による家畜の体感温度の低下、ビタミンやミ
407 ネラルの追給、良質で消化率の高い飼料の給与等健康状態の把握による快適
408 性に配慮した飼養管理に取り組む生産者を支援するとともに、計画的な機械
409 等の設備投資を推進します。また、暑熱期における受精卵移植は、受胎率低
410 下を防ぐため有効であることから、暑熱対策として受精卵移植を推進しま
411 す。

413 (9) 経営安定対策等の着実な運用

414 酪農および肉用牛経営においては、近年の飼料価格の高止まり等生産コスト
415 トが上昇し、厳しい経営環境が続いている。畜産関係団体と連携し、国等
416 が実施する経営安定対策および配合飼料価格安定制度への加入を推進すると
417 ともに、畜産経営の安定対策に係る各種制度等の活用推進を図ります。

419 (10) 消費者の理解醸成

420 生産者や地域の畜産関係者、畜産関係団体等との連携により、ふれあい牧
421 场や酪農教育ファーム等における体験活動など地域住民と生産者の交流を深
422 める様々な活動の取組を推進し、生産現場および畜産物についての理解増進
423 とともに、動物の飼育等によって育まれる「心」、「食」、「生命」に関する
424 子供たちへの啓発を図ります。消費者に対しては、生産現場における生産コ
425 ストの上昇や価格転嫁の課題など畜産物の適正な価格形成への理解醸成を図
426 ります。

427 さらに、児童・生徒に対しては、市町や関係機関等の連携により学校給食に
428 おける県産の牛乳や牛肉などの提供、学校での食育事業の取組等を推進し、
429 畜産や畜産物に対する正しい理解の醸成を図ります。

431 (11) 消費拡大の取組

432 ①多様化する消費者ニーズ等への対応

433 [牛乳・乳製品]

434 牛群検定事業等を通じ、高品質な生乳生産に取り組むとともに、畜産関係
435 団体と連携し、酪農教育ファーム等による県産牛乳・乳製品の価値について
436 の理解醸成を推進します。

437 [牛肉]

438 和牛肉については、脂肪交雑の高い牛肉が生産される一方で、近年、消費
439 者からは適度な脂肪交雑の牛肉や脂肪質の良い牛肉に対するニーズもあります。
440 アンケート調査等により消費者ニーズを把握するとともに、生産現場
441 においては、消費者意識の変化を注視しつつ、安全・安心な畜産物の生産に
442 取り組むことが必要です。

443 近江牛については、「霜降り度合いが高く、高級な牛肉」という現状の評
444 価を維持する一方、消費者の満足度を最大化させる観点から、多様な消費者
445 ニーズや流通・販売業者のニーズに合わせ、脂肪交雑のみならず脂肪質や小
446 ざし等新たな形質やおいしさに着目し、選ばれる近江牛づくりを推進します。

447 交雑種等については、値頃感のある県産牛肉として消費者ニーズがあるこ
448 とから、生産者と販売流通事業者が連携した販売促進活動を推進します。

450 ②畜産物の魅力発信

451 生乳については、牛乳の小売価格が上昇しており、消費の減退が懸念され
452 ています。このため、畜産関係団体等と連携し、食育の推進に継続的に取り
453 組むとともに、イベント等を通じた県産牛乳の消費を喚起し、新たな牛乳需
454 要の開拓を図ります。

455 近江牛は、日本で最も古い歴史を持つブランド牛であること、霜降り度合
456 いが高く、脂の口溶けが良いなど高品質であること、さらに、地域で生産さ
457 れた稻わらを給与するなどの地域と結びついた生産をしていることなどの
458 特徴が評価され、平成29年、農林水産省により地理的表示法(特定農林水産
459 物等の名称の保護に関する法律(平成26年法律第84号))に基づく地理的
460 表示(GI)に登録されています。

461 また、将来にわたり選ばれる近江牛づくりを目指し、家畜の快適性に配慮
462 した「牛よし」、安全・安心の「人よし」、環境に配慮した「社会よし」の
463 “三方よしの近江牛生産”の取組を推進しています。

464 近江牛のこれらの魅力について、商工・観光業とも連携しながら県内外への
465 発信を推進します。加えて、販売促進のためのイベントや商談会への積極
466 的な参加により、東京、大阪などの大消費地をはじめ、県内外での近江牛取
467 扱店舗の拡大に向けた取組を推進します。

468 ③近江牛の輸出拡大の推進

469 海外プロモーション等により現在の輸出先との輸出の継続性の強化を図
470 るとともに、新規販路の拡大を推進します。また、高級部位以外の輸出量増
471 加を目指し、輸出先における牛肉のカット技術や新たな食べ方を普及する等

473 の取組を支援していきます。さらに、海外における近江牛ブランドの信用を
474 確立し、販路拡大に資するために、G I 登録された近江牛の P R 支援や海外
475 商標の登録を推進していきます。

476

477 **④畜産を中心とした生産物の高付加価値化**

478 6 次産業化を通じた高付加価値化の取組は、畜産クラスター事業等を活用
479 しながら、多様な事業体とのネットワークを通じた新たな発想での取組や
480 商工観光事業者との連携を推進します。

481 さらに、飼料や飼養管理方法にこだわった畜産物づくりなど付加価値を向
482 上させる取組を推進します。

II 生乳の生産数量の目標ならびに乳牛および肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量および乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（令和5年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
全県一区域	全県	頭 2,437	頭 1,891	頭 1,834	Kg 8,956	t 16,426	頭 2,200	頭 1,680	頭 1,600	kg 9,900	t 15,840

（注）成牛：24ヶ月齢以上のもの（以下、諸表において同じ）

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（令和5年度）							目標（令和12年度）								
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種		
全県一区域	全県	頭 22,833	頭 1,889	頭 17,004	頭 648	頭 19,541	頭 93	頭 3,199	頭 3,292	頭 23,800	頭 2,000	頭 17,800	頭 1,000	頭 20,800	頭 80	頭 2,920	頭 3,000

- （注）1. 繁殖雌牛：繁殖の用に供する全ての雌牛（子牛、育成牛を含む）
 2. 肉専用種のその他：肉専用種総頭数から繁殖雌牛および肥育牛頭数を減じた頭数（子牛を含む。以下、諸表において同じ）
 3. 乳用種等：乳用種および交雑種（子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ）

III 近代的な酪農経営方式および肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要										生産性指標									
	経営 形態	飼養形態					牛		飼料					人						
		経産牛 頭数	飼養 方式	外部化	給与 方式	放牧 利用 (放牧 地面 積)	経産牛 1頭当たり 乳量	更新 産次	作付体系及び 単収	作付延べ 面積 ※放牧利 用を含む	外部化 (種類)	購入国 産飼料 (種類)	飼料自 給率 (国産 飼料)	粗飼料 給与率	生産コスト	労働		経営		
育成牧場やコントラクターの活用等により省力化を進めつつ、自給飼料を活用した持続性を確保した家族経営	家族経営 (1戸1法人も含む)	頭 35	つなぎ ヘルパー 稻WCS	分離給与 自動給餌機	(ha) —	kg 9,600	産次 3.7	夏作 トウモロコシ 6,000kg/10a ソルガム スークーン 6,500kg/10a 冬作 イタリアン 4,500kg/10a	ha 5.5	コントラクター 稻WCS	% 50	% 60	円(%) 100 (93.7%)	hr 70	hr 2,450 (1,225)	万円 5,874	万円 3,370	万円 2,505	万円 626	
TMR・哺乳口ボット等を活用した効率的な経営を行う大規模法人経営	法人	180	フリー ストール・ フリー バーン ヘルパー、 育成牧 場 稻WCS	TMR給与 自動給餌機	—	10,000	3.7	夏作 トウモロコシ 6,000kg/10a ソルガム スークーン 6,500kg/10a 冬作 イタリアン 4,500kg/10a	18	コントラクター 稻WCS	50	60	115 (89.4%)	65	11,700 (1,463)	31,320	20,754	10,567	1,174	

2 肉用牛経営方式

肉牛用（肥育・一貫）経営

方式名 (特徴となる取組 の概要)	経営概要				生産性指標																								
	経営 形態	飼養形態			牛										飼料					人									
		飼養 頭数	飼養 方式	給与 方式	分娩 間隔	初産 月齢	出荷 月齢	出荷 時体重	子牛1 日当たり 増体量	肥育 開始時 月齢	出荷 月齢	肥育 期間	出荷 時体重	肥育牛1日 当たり 増体量	作付体 系及び 単収	作付 延べ 面積 ※放牧 利用を 含む	外部化 (種 類)	購入国産 飼料 (種類)	飼料自給 率(国産 飼料)	粗飼料 給与率	生産コスト	労働		経営					
県産稻わらの活用 や遺伝的能力に優 れたもと畜の導入 等により、生産性 の向上や規模拡大 を図る肉専用種肥 育の家族経営	家族 ・ 複合	頭 200	牛房群 飼	分離 給与	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg/10a	ha	稻わら 400	稻わら 30	稻わら 運搬作 業	稻わら 飼料用米	18.1	10.0	円(%) 548,000 (94.9%)	hr 15	hr 3,600 (1,800)	万円 17,748	万円 16,452	万円 1,296	万円 648
県産稻わらの活用 や遺伝的能力に優 れたもと畜の導入 等により、生産性 の向上や規模拡大 を図る肉専用種肥 育の大規模法人経 営	法人	1000	牛房群 飼	分離 給与						9.0	28.0	19.0	800	0.86	稻わら 400	稻わら 150	稻わら 運搬作 業	稻わら 飼料用米	18.1	10.0	円(%) 529,000 (94.7%)	hr 11	hr 17,360 (1,736)	万円 88,739	万円 81,980	万円 6,759	万円 1,352		
稻WCSやスーダン・ イタリアンなど自 給飼料の活用によ り、自給飼料率向 上に取り組むとと もに、優良雌牛牛 群整備により生産 性向上を図る肉専 用種繁殖肥育一貫 の家族経営	家族 ・ 複合	繁殖70 肥育 100	牛房群 飼	分離 給与	13.3	25.3	8.0	280	1.15	8.3	28.0	19.7	800	0.86	スーザン 6,500 イタリアン 4,500 稻わら 400	スーザン 3.8 イタリアン 3.6 計7.4	稻わら 9.4	稻WCS 稻わら 飼料用米	繁殖49.8% 肥育18.1%	繁殖80% 肥育10%	円(%) 583,000 (97.4%)	hr 31	hr 5,400 (1,800)	万円 9,182	万円 7,058	万円 2,124	万円 708		

(注) 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含まない。

IV 乳牛および肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名	①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数③/②	
				③総数	④うち成牛頭数		
全県一区域	現在	戸 21,971	戸 33	% 0.15	頭 2,437	頭 1,891	頭 74
	目標		28		2,200	1,680	79

(2) 乳牛の飼養規模維持のための措置

①生産構造の転換等による飼養規模の維持

労働負担の軽減、生産性の向上を図るため、費用対効果を検討したうえで、搾乳ロボットや発情発見・分娩監視装置等のＩＣＴ機器等の導入を推進します。加えて、酪農ヘルパーやコントラクターなど外部組織の活用による省力化を推進します。また、新規就農や経営継承については畜産クラスターの取組をはじめとする各種の施策を活用した牛舎施設や堆肥化施設の整備を支援します。

②家畜改良の方向性および計画的な乳用後継牛の確保

乳用牛1頭当たりの乳量は増加傾向にある一方、分娩間隔の長期化や除籍産次の低下、供用期間の短縮、労働力不足が深刻化しています。加えて、気候変動などの飼養環境の変化への適応やAWIに配慮した飼養管理、温室効果ガスの排出の抑制などの新たな対応が求められており、新たな課題にも適応した上で、その遺伝的能力を効率的に発揮させが必要となっています。近年技術が進展したSNP情報を活用し、ゲノミック評価等を通じた強健性に関わる体型形質や繁殖性、抗病性等の改良をすすめます。また、適切な飼養管理による分娩事故の抑制等を通じ、長命連産性を高めることで、生涯生産性の向上を図るとともに、牛個々の能力に応じて性選別精液による人工授精や和牛受精卵の移植を行うなど、適切な交配指導に取り組むことにより、計画的な後継牛確保および和牛子牛生産による収益向上を目指します。

③牛群検定の活用と牛群検定加入率の向上

飼養管理、繁殖管理、搾乳衛生および遺伝的改良に牛群検定のデータを有効活用し、個体および牛群の泌乳能力や繁殖能力を最大限に発揮する（ベストパフォ

512 一マンスを引き出す) ことにより、生産性向上を図ります。
 513 牛群検定に未加入の農家に対しては、牛群検定の有効性の理解醸成に努め、加
 514 入を促進します。また、検定に必要な労力や費用負担を軽減できるA T検定法の
 515 取組を推進するとともに、畜産関係団体と連携した検定員の確保や牛群検定のデ
 516 ータ活用のための研修会の開催等検定支援体制を強化します。
 517
 518
 519

520 2 肉用牛

521 (1) 区域別肉用牛飼養構造

522 肉専用種繁殖經營	523 全県一区域	524 現在	525 戸 21,971	526 戸 5	527 % 0.02	528 頭 79	529 肉用牛飼養頭数					
							530 総数	531 肉専用種			532 計	
								533 計	534 繁殖雌牛	535 肥育牛	536 その他	
537 肉専用種繁殖經營	538 全県一区域	539 目標				70	70	70	70	0	0	—
												—
540 肉専用種肥育經營	541 全県一区域	542 現在	543 21,971	544 72 (32)	545 0.33	546 19,462 (10,356)	547 19,462 (10,356)	548 1,810 (1,810)	549 17,004 (8,064)	550 648 (513)	551 —	
		552 目標		553 72 (32)		554 20,800 (11,485)	555 20,800 (11,485)	556 2,000 (1,930)	557 17,800 (8,555)	558 1,000 (1,000)	559 —	
560 乳肥育種・交営雜種	561 全県一区域	562 現在	563 21,971	564 28	565 0.13	566 3,292	567 —	568 —	569 —	570 —	571 3,292	
		572 目標				573 3,000	574 —	575 —	576 —	577 —	578 3,000	
579 合計		580 現在	581 21,971	582 90	583 0.41	584 22,833	585 19,541	586 1,889	587 17,004	588 648	589 3,292	
		590 目標				591 23,800	592 20,800	593 2,000	594 17,800	595 1,000	596 3,000	

525 (2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

526 ①生産構造の転換等による規模拡大

527 本県は従来、素牛生産基盤が弱く、素牛の84%を他県からの導入に依存している肥育主体県であるため、多くの肥育経営は子牛価格に経営環境が大きく左右されます。このため、子牛価格相場等に左右されない、素牛自給率向上につながる生産体制の確立が重要です。

531 このことから、繁殖雌牛の維持・増頭を図るため、国が実施する畜産振興事業
532 や畜産クラスター事業活用による繁殖肥育一貫経営への転換を推進するとともに、
533 県は必要な技術的支援を行います。

534 また、素牛自給率向上のための方策として、滋賀県畜産技術振興センターのキ
535 ャトル・ステーションを核として、乳用牛への和牛受精卵の移植を推進するとともに、
536 畜産クラスターの取組をはじめとする各種施策の活用により和牛子牛の生
537 産拡大に取り組み、地域内一貫生産体制の構築を図ります。

539 ②消費者ニーズに対応した家畜改良の推進

540 本県のブランド和牛である近江牛は、霜降り度合いをはじめとした肉質について高い評価を得ています。しかしながら、高齢化や人口減少、物価上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等により、牛肉の消費が減少傾向にある中、消費者のニーズも多様化しています。

544 このため、近江牛に対する消費者イメージに配慮しつつ、脂肪交雑のみならず、
545 脂肪質や小ざし等新たな形質やおいしさに着目した近江牛の生産についても検
546 討していきます。

547 本県においては、「牛よし」「人よし」「社会よし」の“三方よしの近江牛生
548 産”の取組の一環として、「人よし」を安全・安心、おいしさ・高品質と位置づ
549 けていることから、消費者が求める近江牛の価値観を把握し、選ばれる近江牛
550 づくりを推進します。

552 ③優良繁殖雌牛の保留および増殖の推進

553 繁殖肥育一貫経営の強みを活かした“滋賀県生まれ滋賀県育ち”の近江牛の遺
554 伝的改良と繁殖技術の向上を図るため、令和7年8月に本県では初めてとなる和
555 牛改良組合が設立されました。これを契機として、育種価情報等を活用した繁殖
556 雌牛の改良や遺伝的能力の高い優良繁殖雌牛の保留および和牛受精卵移植を活
557 用した高能力繁殖雌牛の増殖を一層推進します。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		令和5年度（現状値）	令和12年度（目標値）
飼料自給率	乳牛	29.6%	30.0%
	肉用牛	11.9%	20.0%
飼料作物の作付延べ面積		828ha (うち稲WCS 309ha、飼料用米 222ha、 その他 297ha)	900ha (うち稲WCS 350ha、飼料用米 300ha、 その他 250ha)

2 重点化する取組

(1) 粗飼料

自給飼料を生産する農家においては、畜産クラスターの取組をはじめとする各種の施策を活用して機械装置を整え、高栄養作物である青刈りとうもろこしやロールベール体系に適したスーダングラス等を中心に良質な飼料作物の生産・利用拡大を図ります。一方、自給飼料の生産が困難な農家においては、県産飼料の保管と給与における技術向上を図り、地域計画とも連動したコントラクターや大規模耕種農家への作業委託を活用しながら耕畜連携による稲WCSなどの水田を活用した県産粗飼料の購入利用を進めます。

稲WCSと飼料用米は、水田フル活用の観点から麦・大豆の生産性が低い土壌地帯を中心に耕畜連携による取組をさらに進めるとともに、稲WCSでは中干しや早期落水による収穫時期における作業条件の向上や作業の適正化による高品質飼料の生産を基本として、地域が一体となり生産・利用拡大を図ります。

稻わらについては、稻わら収集や飼料用米の稻わら利用を促進し、県内自給率100%を目指します。稻わら収集は、限られた期間内の実施となり、人材確保が課題としてあることから、稻わら収集水田の集約化を推進することにより、利用拡大を図ります。

(2) 濃厚飼料

県産飼料を活用した畜産物づくりを推進するとともに、生産・利用の体制整備を図ります。飼料用米については、社会情勢に左右されることなく、安定的に確保ができる地域内流通を前提とした利用体制の構築を図ります。エコフィードについては、関係業界からの情報収集を図り食品製造副産物・余剰食品残さ等のうち有用な資源の飼料化利用を進め、また、規格外農産物等の中で飼料化利用の可能な資源の活用を図ります。

子実用とうもろこしについては、令和4年度より耕種農家が組織的に栽培を開始し、栽培面積が拡大しています。収穫後の加工や流通体制の整備について、県内での生産・利用拡大の可能性について検討を進めます。

592 (3) 作業体系

593 畜産農家の労力軽減と飼料作物の生産効率を高めるため、コントラクター等への
594 外部委託は重要であり、コントラクター等の活動充実を図るとともに、適正な
595 収穫調製作業などの実施や、スマート農業技術の導入を推進します。

596 また、飼料作物の生産や稲わら収集を担う外部支援組織を育成するため、飼料
597 生産を地域計画の中に位置付けるとともに、飼料販売事業者等とのマッチングを
598 推進します。

599

600

601

602

603

604

605

606

607

608

609

610

611

612

613

614

615

616

617

618

619

620

621

622

623

624

625

626

627

628

629

630

VI 集乳および乳業の合理化ならびに肉用牛および牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

(1) 集乳コストの軽減

酪農家戸数の減少や点在化が進み、燃料費の上昇や人手不足等により集乳コストが増加する傾向にあることから、指定生乳生産者団体が主体となって行う集送乳路線の合理化を推進します。

(2) 生乳流通体制合理化

酪農家戸数が減少する中、県内酪農の発展のために生産者団体、指定生乳生産者団体が今後どのような役割分担をすることが生乳流通体制の合理化のために最も適切であるかの検討を行います。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

			工場数 (1日当たり 生乳処理量2t以 上)	1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理能力 ②	稼働率 ①/②×100	
全 県 一 区 域	令和5年度 (現状値)	飲用牛乳を主に 製造する工場	1工場	合計	55,489	69,970	79%
		乳製品を主に 製造する工場		1工場平均	55,489	69,970	79%
	令和12年度 (目標値)	飲用牛乳を主に 製造する工場	0工場	合計			
		乳製品を主に 製造する工場		1工場平均			
		飲用牛乳を主に 製造する工場	1工場	合計	50,094	69,970	72%
		乳製品を主に 製造する工場		1工場平均	50,094	69,970	72%

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」：年間生乳処理量を365日で除した数値

2. 「1日当たり生乳処理能力」：工場が6時間稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計

(2) 具体的措置

①乳業工場の合理化について

平成26年度に飲用牛乳を主に製造する工場において合理化が行われ、工場の稼働率が向上しました。本県は小規模工場が多いため、合併や協業化による規模拡大や効率的な施設への転換を視野に入れつつ、一方で、地域密着性を活かした経営や地産地消の取組を推進します。

659 ②牛乳・乳製品の安全性の確保について

660 令和2年6月からHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、
661 製造・加工段階でのHACCPに基づく衛生管理の着実な実施を公衆衛生部局と
662 連携して推進します。

663 3 肉用牛および牛肉の流通の合理化

664 (1) 肉用牛の流通合理化

665 ①家畜市場の現状（令和5年度）

名称	開設者	登録 年月日	年間開催日数					年間取引頭数				
			肉専用種		乳用種等			肉専用種		乳用種等		
高島総合 家畜市場 運営協議会	高島総合 家畜市場 運営協議会	昭和31年 12月13日	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛
			(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	頭	頭	頭	頭	頭
			3	0	0	0	0	124	0	0	0	0

666 (注) 初生牛：生後1～4週間程度のもの、子牛：生後1年未満のもの（初生牛を除く）、成牛：生後1年以上のもの

667 ②具体的措置

668 県内唯一の家畜市場である高島総合家畜市場は、肉用子牛の公正な取引と適正
669 な価格形成に重要な役割を担ってきました。一方、近年、農家からの上場頭数が
670 減少傾向にあること、また、高島総合家畜市場の施設の老朽化に対する対応が困
671 難な状況であることから、令和7年11月の秋季市場をもって、廃止されました。

672 滋賀県畜産技術振興センターのキャトル・ステーションでは、繁殖農家や酪農
673 家が生産した和牛子牛を買い取る体制を整備しており、今後も、持続可能な運営
674 体制について見直しを行いながら、県内における肥育素牛の流通促進を図ってい
675 きます。

676 (2) 牛肉の流通の合理化

677 ①食肉処理加工施設の現状（令和5年度）

食肉市場	設置者 (開設)	設置 (開設) 年月日	年間 稼働 日数	と畜能力		と畜実績		稼働率 ②/①	部分肉処理能力		部分肉処理実績計		稼働率 ④/③		
				1日当たり		1日当たり			1日当たり		1日当たり				
				①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛			
滋賀食肉 センター	公益財団法 人滋賀食肉 公社	平成19年 4月1日	日 253	頭 100	頭 100	頭 36.7	頭 36.7	% 36.7	頭 30	頭 30	頭 5.6	頭 5.6	% 18.7		

681 ②具体的措置

682 本県唯一の食肉処理加工施設である滋賀食肉センターは、平成19年に開設さ
683 れてから約18年が経過しており、施設・設備の更新・修繕等が課題となっています。
684 将来にわたって、安全・安心な食肉の安定的な供給、近江牛ブランドの更
685 ます。

686 なる発展への寄与、公平・公正かつ効率的で持続可能な運営ができるセンターと
687 するために必要な検討を進めています。

688

689

690 691 VII その他酪農および肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

692 1 キャトル・ステーションを活用した生産基盤の強化

693 滋賀県畜産技術振興センターのキャトル・ステーションを近江牛の地域内一貫
694 生産体制の強化に向けた取組の核として、酪農および肉用牛生産における子牛育
695 成の外部預託による分業化・省力化を進め、余裕の生じた労力や飼育スペースを
696 活用した和牛繁殖雌牛の増頭や酪農経営と連携した和牛受精卵の活用により近
697 江牛の肥育素牛の自給率向上を図ります。

698 また、キャトル・ステーションでは、哺乳ロボット等の省力化機械やＩＣＴ機
699 器を活用し、大規模育成農場としてモデル的な取組を進め、県内での技術普及に
700 より県内の子牛生産技術の向上を図ります。

701 2 畜産クラスター協議会を中心とした地域の連携推進

702 畜産農家の減少に伴う点在化が進行する中で、畜産クラスター協議会を中心
703 とした畜産の生産基盤を強化し、持続的な畜産を実現するため、酪農経営、肉
704 用牛経営等のそれぞれの経営の枠組みにとらわれず、畜種間でお互いに支え合
705 う環境づくりに努めます。さらに、畜産農家だけでなく自給飼料の生産・利用
706 や家畜ふん堆肥の活用により、耕種農家を巻きこんだ地域全体で畜産を支える
707 仕組みづくりを進めます。加えて、畜産物およびその加工品の海外輸出をはじめ
708 とする6次産業化を推進・強化し、体力のある経営体を目指します。

709 また、酪農および肉用牛経営とともに、規模拡大の意欲がある生産者については、牛舎や堆肥舎などの施設整備を推進します。

710 3 畜産物の魅力発信、消費拡大の取組

711 高齢化や人口減少に加え、物価上昇等による消費者の生活防衛意識の高まり
712 等により、畜産物の需要が減少傾向にある中、生産者が意欲を持って経営継続
713 できるよう、畜産物の消費拡大を図ることが重要です。

714 一方で、近年の消費者ニーズは、品質だけではなく、その畜産物が生産された背景や、家畜の快適性に配慮されているか、安全性や環境への配慮がされているか等目に見えない価値や生産のあり方にも着目されています。消費者アン
715 ケート等により消費者が求める価値観を把握するとともに、結果を踏まえた必
716 要な取組を推進するとともに、飼料や飼養管理方法等にこだわった生産による
717 高付加価値化や近江牛ブランド力の向上の取組を畜産関係団体等と連携し、県
718 内外に向けたPR活動を推進します。

719 また、学校給食や出前講座を通じ、畜産関係団体等と連携した継続的な食育
720 を推進します。

用語解説

用語		解説
ア	I S O 規格	I S O (国際標準化機構 ; International Organization for Standardization) が制定する規格。商品や管理方法を対象とする国際的な規格。
	I C T	Information and Communication Technologyの略。日本語では一般に”情報通信技術”と訳される。電気、電子、磁気などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。
	アグリビジネス	食や農業を活用した事業、例えば6次産業化などをいう。
	アニマルウェルフェア	家畜の快適性に配慮した飼養管理。快適性に配慮することで家畜が健康になり、家畜の能力が引き出され生産性の向上や畜産物の安全・安心につながるとされる。
	稲W C S	稲Whole Crop Silage (稲発酵粗飼料) の略。水稻の子実と茎葉を同時に収穫し、発酵させて飼料とするもの。
	インバウンド消費	インバウンドは「外から入ってくる」の意味で、訪日外国人旅行（者）のことを指す。訪日外国人旅行者の国内での買い物や宿泊、飲食などの消費活動を「インバウンド消費」という。
	エコフィード	環境にやさしい (ecological) と節約する (economical) を意味するエコと、飼料 (feed) を併せた造語。食品製造副産物や調理残さなど有用な食品残さを飼料化利用したもの。
	A T 検定法 (夜朝交互立会検定法)	牛群検定の方法の一つ。従来の毎夜と朝の両方を立会する方法を簡易、効率化して、毎月交互に夜と朝を立会し、1日分の乳量や乳脂率を推定する検定方法。
カ	G A P	Good Agricultural Practice の略。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。畜産G A Pでは、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、A Wに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検を繰り返しつつ、生産工程の管理や改善を行う取組。
	牛群検定	検定参加農家が飼養している乳牛について、乳量、乳成分、体細胞数、繁殖記録等を月1回記録する。この結果を飼養管理の改善や低能力牛の淘汰等に活用し、酪農経営における生産性向上と経営改善を図る。
	ゲノミック評価	家畜の遺伝的能力について従来の血統情報に加えてゲノム情報 (S N P) を解析して、より正確に推定する技術。

用語		解説
カ	コントラクター	畜産農家や耕種農家（水稻、野菜等を栽培する農家）から飼料の収穫・調製作業等を請け負う組織（飼料生産受託組織）。
サ	子実用とうもろこし	穀実（子実）だけを収穫・利用する目的で栽培されたとうもろこしのこと。その子実は完熟期に汎用コンバインなどで収穫され、多くは家畜の飼料として利用される。 飼料用の子実とうもろこしは、コーンサイレージよりも栄養価（TDN 含量）が高く、給与するときには粉碎や蒸気加熱などの加工が必要。
	飼料用米	家畜の飼料原料として生産される米（稻の子実）。
	新規就農者	次の 3 者をいう。 ①農家世帯員で、生活の主な状態が自営農業への従事となった者。 ②新たに農業法人等に常雇いとして雇用されることにより、農業に従事することとなった者。 ③土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者。
	受精卵移植	優れた能力を持つ家畜から作出した受精卵を、他の家畜の子宮内に移植すること。例えば、後継牛に向かない乳牛に和牛受精卵を移植することにより、和子牛を生産することができる。
	<u>S N P 情報</u>	<u>SNP</u> とは DNA の塩基配列上にある標識で、DNA のいたるところに存在し、個体間で塩基配列が 1 塩基だけ異なっている部分をいう。この違いが個体ごとの能力の差を生じさせることがあり、特定の形質に複数の S N P が関係していることがある。
	性選別精液	X 精子（雌精子）または Y 精子（雄精子）を選別した精液。高い確率で特定の性別の家畜を生産することができる。
タ	畜産クラスター	畜産農家をはじめ地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと。クラスターはぶどうなどの房を意味する。
	地理的表示（G I）保護制度	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付きがあり、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その名称を知的財産として国に登録し保護する制度。登録産品には G I マークを付けることにより、他と差別化を図ったり、消費者が安心して購入できることにもつながる。
	TMR センター	TMR は、Total Mixed Ration の略で、粗飼料、濃厚飼料、ミネラル、ビタミンなど全て混合した飼料を意味する。 TMR センターは、この完全混合飼料を製造し、農家に供給する施設。

用語		解説
ナ	農場HACCP	HACCPの考え方を生産現場に応用し <u>危害要因をコントロール</u> し、食品の安全性を確保する手法のこと。
ハ	HACCP	原材料から最終製品までの安全な食品をつくるための衛生管理の方法。Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析重要管理点）の略。
	BCP	Business Continuity Plan（事業継続計画）の略。自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手法などをあらかじめ取り決めておく計画。
	ヘルパー	農家が休日を確保する場合や突発事故が発生した場合等において農家に代わり飼養管理等を行う者。特に、酪農においては、専業としてヘルパー業務に従事する場合も多く、ヘルパーを経験した後に就農する場合もある。
ラ	ロールベール体系	集めた飼料稻や牧草等を円筒状のロールにした後、フィルムで密封包装し、飼料として長期保存する方法。